

1 4 自治体が規制区域指定 危険な盛り土対策、東京都は7月31日指定

伊籾久雄（NPO法人まちぼっと理事）

静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、盛り土の安全対策を強化した「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」、国土交通省と農林水産省による共管法）が施行されて5月26日で1年となる。時事通信（2024年5月4日）の報道によれば、今年（2024年）4月1日までに同法に基づく規制区域を指定したのは、福島、大阪、広島、鳥取の4府県や神戸市など14自治体にとどまっている。

その中で、東京都と八王子市は規制区域を7月31日に指定する。八王子市（中核市）が指定するのは、規制区域の指定を都道府県および指定都市、中核市が行うことによる。本稿では、東京都、八王子市の指定とその経緯等から今後の課題を考えたいと思う。

1, 時事通信（2024年5月4日）の報道内容

静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、盛り土の安全対策を強化した「盛土規制法」が施行されて今年26日で1年となる。国土交通省のまとめでは、4月1日までに福島、大阪、広島、鳥取の4府県や神戸市など計14自治体が同法に基づく規制区域を指定。危険な盛り土の早期発見に向け、住民に情報提供を求めるなど監視を強化している。

同法は、盛り土の崩落で被害の恐れがあるエリアを全国一律で規制。都道府県知事などが指定した区域では、新たな盛り土をする場合、許可が必要となる。

土砂災害が繰り返し起きている広島県は昨年9月、全国で最初に区域を指定した。山間部などでの規制は条例で厳格化。国の基準では盛り土の許可が必要な面積は3000平方メートル以上だが、500平方メートル以上にした。

住民には、広報紙や回覧板などで不審な盛り土の通報を呼び掛けている。県の担当者は「職員だけでは手が足りない。県民による監視の目を厳しくすることが重要だ」と話す。

静岡県は来年5月までに、区域指定を終える計画だ。同県は2021年の熱海市の土石流災害が発生する前から、条例で盛り土規制を強化しており、土石流の起点にあった盛り土も届け出を受けていた。

しかし、盛り土の高さは事業者の届け出では15メートルだったのに、実際は50メートルに達していた。そこで県は、人工衛星の画像を活用した監視システムなどを導入。担当者は「制度と監視の両面から悪質行為の防止に取り組む」と強調する。

国交省によると、来年5月までに約9割の自治体で指定が完了する見込み。ただ、ノウハウ不足で作業が遅れ、指定時期が未定の自治体もある。ある県の担当者は、地形調査が完了し次第、市町村との協議に入るとした上で、「規制をかけると経済活動が制限されるので、協議は難航するのではないか」と指摘。早期指定に向け、国に先行事例の提供など、支援の充実を求めた。

2. 東京都は7月31日に指定

東京都では、盛土規制法に基づく規制区域を令和6年7月31日に指定し、運用を開始する。今年（令和6年）7月31日以降は、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出が必要となる。

宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を以下2つの規制区域として指定する。

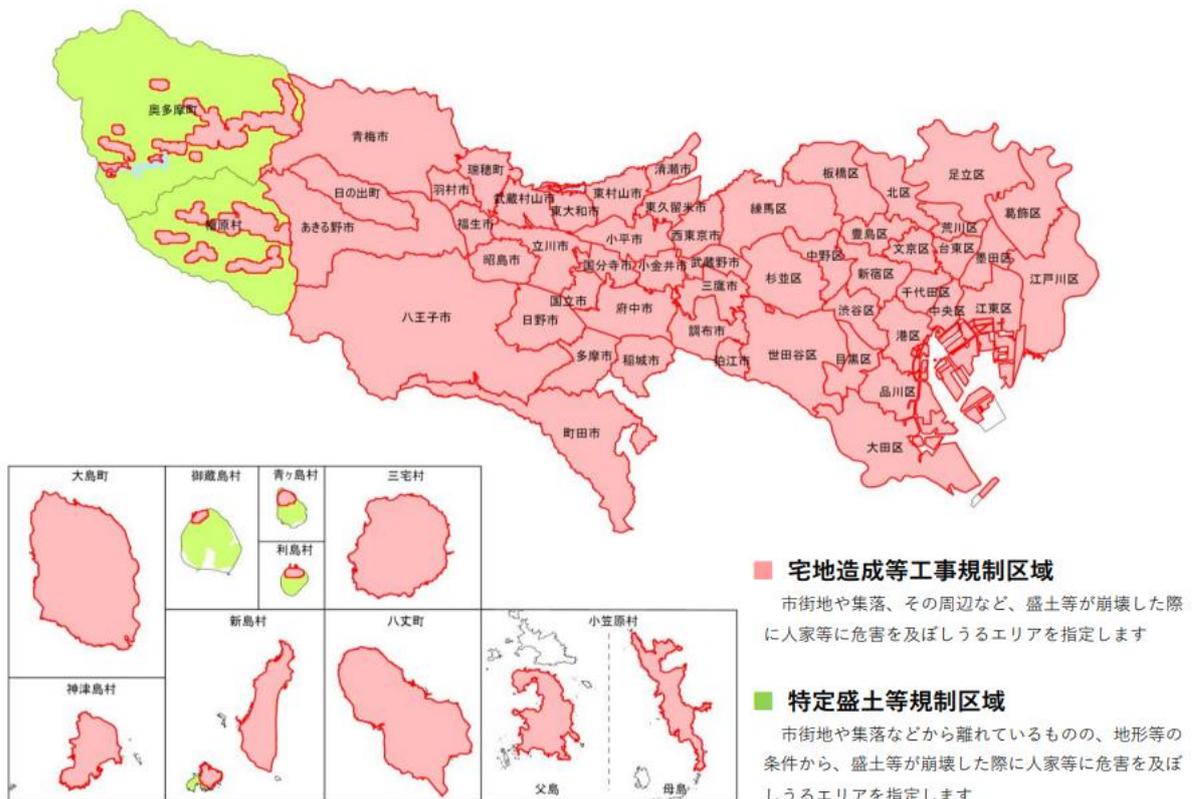
(1) 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

(2) 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

<規制区域>



※区域の詳細は、ホームページを。

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/takuzou06.html>

<許可申請から工事完了までの流れ>

- ① 許可申請前
 - ・土地の所有者等全員の同意
 - ・周辺住民への事前周知
- ② 許可申請・許可
 - ・許可基準への適合
 - ・知事等の許可（八王子市は市長の許可）
- ③ 工事着手
 - ・現場での標識掲出
 - ・中間検査
 - ・定期報告
- ④ 工事完了
 - ・完了検査

※無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象になる。

（最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下、法人に対しては最大3億円以下）

※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、③以降が適用される（みなし許可）。

<規制対象となる盛土等の規模等>

規制対象となる盛土等の規模、区域指定日をまたぐ工事の対応などは参考資料（事業者へのチラシ）をご覧ください。

<八王子市> 八王子市HPから

盛土規制法では、都道府県知事等（八王子市では八王子市長）が、宅地・農地・森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することとされている。

本市は市内全域が都市計画区域であり、盛土等に伴う災害が発生したとして、被害が発生しないと想定される区域は認められないことから、市内全域を宅地造成等工事規制区域とする。

3. 今後の課題

まず第一は、パブリックコメントにみる関心の低さである。東京都が実施したパブリックコメントに寄せられた意見は、下記のようにわずかに1件（法人）であった。

<盛土規制に係る基準類（案）への意見募集結果>

パブリックコメントの実施期間

令和6(2024)年1月29日(月曜日)から2月28日(水曜日)まで

パブリックコメントに寄せられた意見

1 名（法人 1）

意見	都の見解
鉄筋コンクリート造等擁壁の構造計算において、滑動に対する検討を行う際に粘着力 c を考慮することができるよう検討いただきたい。	滑動に対する検討を行う際に用いる c は、底版と基礎地盤の間の付着力 CB を指しており、通常粘着力が発生することはないことから、 $CB=0$ として審査を行います。
摩擦係数の表が 2 種類あるため、どちらを使用すればよいか明示していただきたい。	ご指摘を踏まえ見直しを行います。
擁壁にフェンス・手摺を設置することができるよう明示していただきたい。	フェンス・手摺による影響を含めて適切に荷重を設定いただければ問題ありません。

私自身も意見を出さなかったので大きな事はいえないが、個人はもちろん、事業者からの意見も 1 件だけだったのはどうしてだろうか。八王子市や青梅市、あきる野市、多摩町村などは、今後とも埋立てがないはずはない。日頃から関心を持ってもらうような、都や八王子市の取組みが重要だと思われる。チラシの配布だけでは心もとない。

第二は、第一とも関連するが、時事通信の報道にあるように「県民による監視の目を厳しくすることが重要だ」とする広島県の担当者の意見が重要だということである。都民、市民の関心を高める工夫も求められる。

<参考資料>

- 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

- 盛土規制法に基づく規制（東京都）

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/index.html>

- 盛土規制法の運用開始について（東京都、事業者へのチラシ）

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/pdf/kisei_gyousya.pdf